

宍粟市通学路等交通安全プログラム

～通学路等の安全確保に関する取組の方針～

平成26年8月策定

令和4年12月改定

宍粟市通学路交通安全推進協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「宍粟市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

令和5年度の全校区一斉点検より未就学児が日常的に集団で移動する経路も本プログラムの取組の対象とすることで「子どもの移動経路」における安全の確保を目的とします。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒及び未就学児が安全に移動できるように子どもの移動経路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路交通安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路交通安全推進協議会」を設置しました。本プログラムは、この協議会で議論し、策定しました。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ・ 国土交通省姫路河川国道事務所 | ・ 小学校長会 |
| ・ 国土交通省山崎維持出張所 | ・ 中学校長会 |
| ・ 兵庫県龍野土木事務所宍粟事業所 | ・ 連合自治会 |
| ・ 宍粟警察署 | ・ 連合PTA |
| ・ 建設部建設課 | ・ 教育委員会事務局学校教育課 |
| ・ 市長公室危機管理課 | ・ 教育委員会事務局教育総務課 |
| ・ 教育委員会事務局こども未来課 | |

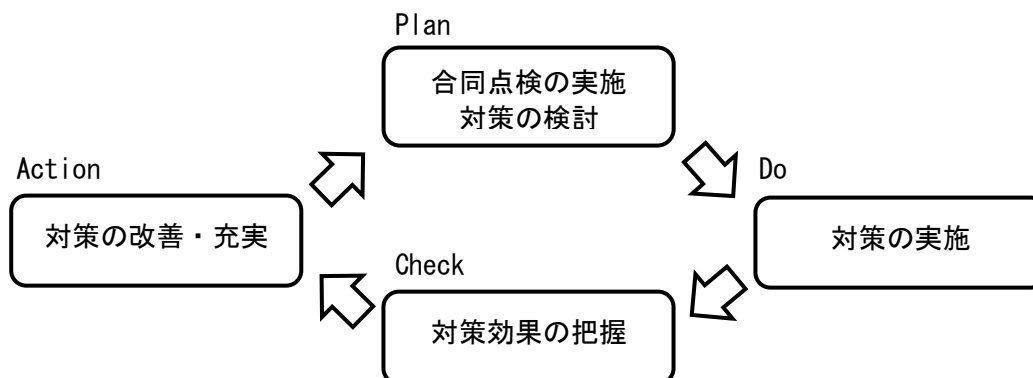
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に子どもの移動経路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、子どもの移動経路の安全性の向上を図っていきます。

【子どもの移動経路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・ 中学校区を一つの点検エリアと設定し、概ね3年に一度、一斉点検を実施します。また、学校規模適正化事業等で通学路の条件変更があった小学校については、随時個別点検を実施します。
- ・ 効率また効果的に合同点検を行うため、通学路交通安全推進協議会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・ 合同点検を実施する際の体制は、点検作業を円滑に行うために、地域に精通した関係者等を加えることを基本とし、点検エリア毎に決定します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、また児童生徒等が安全になったと感じているか等、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小学校区ごとの「対

策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。